

ウクライナ避難民に係る保険料減免の取扱検討に当たっての留意点等

【府内統一基準に当たっての基本的な考え方】

・平成30年度の広域化を踏まえ、これまでの各市町村での実施状況や後期高齢者医療制度の取扱等を参考に、「災害、所得減少、拘禁、旧被扶養者」の4つの要件を府内統一基準として定め、激変緩和措置期間を設けた上で、府内統一基準以外の市町村独自の保険料減免については廃止し、令和6年度に完全統一する方針の下、各市町村における取組を進めてきたもの。

【国通知に基づくウクライナ避難民に係る減免の状況】

・今後もウクライナ情勢に進展がなく、令和6年度においてもウクライナ避難民の取扱等に変更がないと仮定した場合、例えば、現在、実施している団体における減免廃止の可否を検討する際には、他の一般施策も含めた支援策等との関係性等の観点から廃止は困難が予想される。また、現在、実施していない団体に対し、統一的に実施を求めるとした際にも、当該団体における他の支援策との関係性等を勘案すると実現可能性は低く、統一的対応は困難な状況が見込まれる。

財政運営検討ワーキング・グループにおける主な委員意見

- ・ウクライナ減免については、国のウクライナ避難民の受入れ方針等に対する政策的判断も踏まえ、各市町村において進めている面もあると思うので、例外適用の余地はないのか。
- ・他の市町村独自減免も継続してよいのではないかという方向に進むことは避ける必要があるが、ウクライナ減免のような国通知に基づく政策的判断を踏まえ、既に実施の可否について各市町村の判断において対応している減免については、特別な対応をするという切り分けができないか。
- ・国通知に基づく減免に係る経過措置として、市町村の財源負担による実施を認めた上で、今後、国通知に基づく減免の事案が生じた場合は、統一的な対応を図ることとして整理してはどうか。
- ・令和5年度までに実施している市町村に限定するのではなく、令和6年度以降、新たにウクライナ避難民の受入れ等を行った市町村においても同様に認めるべきではないか。
- ・国通知に基づくとはいえ、各市町村の判断で実施の可否を決定する場合は国保特会の財源で賄うのではなく、一般財源による補助により対応するのが筋である。また、紛争は世界各地にみられ、そのような特例を認めると今後財源負担の問題にも繋がる可能性もあることから、府内統一的に実施すべきではない。

ウクライナ減免に対する考え方等の整理・対応方針（案）

- ・ウクライナ減免については、令和6年度の完全統一以前の国通知に基づき、各市町村の判断及び財源負担により実施しているものであるが、国におけるウクライナ避難民の取扱等に変更がない中においては、他の支援策等の関係や継続性等の観点から廃止は困難と考えられることから、国通知に基づく保険料減免の特例として、各市町村における従前の取扱を認めることとする。
- ・上記の考え方を踏まえつつ、令和6年度以降、新たにウクライナ避難民の受入れ等を行った市町村において、同様に保険料減免の実施する場合についても、既に実施している市町村との均衡も踏まえ、国通知に基づく保険料減免の特例として、同様の取扱を認めるものとする。
- ・なお、上記については、国のウクライナ避難民に係る取扱等が継続される間の特例として、限定的に認めるものであり、令和6年度以降、同様の国の通知に基づく保険料減免の取扱については、運営方針に定める基本的な考え方に基づき、調整会議での協議を踏まえ、統一的な対応を行うものとする。